

部会資料50からの変更点等の説明

目次

第4	公益信託の受託者.....	1
3	公益信託の受託者の任務終了事由.....	1
第5	公益信託の信託管理人.....	2
4	公益信託の信託管理人の任務終了事由.....	2
第9	公益信託認可の基準.....	3
4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	3
第10	公益信託の名称.....	4
第11	公益信託の情報公開.....	4
2	公益信託の公示.....	4
第12	公益信託の監督.....	5
5	裁判所の権限.....	5
第13	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	5
3	公益信託の新受託者の選任.....	5
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	6
2	公益信託の信託管理人の解任.....	6
3	公益信託の新信託管理人の選任.....	7
第17	公益信託の清算.....	8
1	残余財産の帰属.....	8

第4 公益信託の受託者

3 公益信託の受託者の任務終了事由

公益信託の受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 受託者である個人の死亡
- (2) 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第13の1の規律による受託者の辞任
- (6) 第13の2の規律による受託者の解任
- (7) 公益信託の受託者の欠格事由（第4の1(2)（ア(7)を除く。））に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の受託者の任務終了事由には、信託法第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

第54回会議においては、「公益信託認可の取消事由と受託者及び信託管理人の任務終了事由との関係が分かりにくい。」との指摘があった。

本部会資料第12の4(2)においては、欠格事由に該当する受託者や信託管理人を交代させることによって当該公益信託の継続を図る余地がないままに、当該公益信託が終了することになってしまうのは、公益信託のほとんどが適正に運営されているという現状に鑑みると、過度な処分となるおそれがあると考えられることから、「公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当するに至ったとき。」を公益信託認可の任意的取消事由としている。これは、欠格事由に該当した受託者又は信託管理人を交代させることで、公益信託の継続を図ることを可能とするものであるが、当該受託者又は信託管理人が欠格事由に該当したという事実は治癒することはないため、そのような受託者又は信託管理人までもなお任務を継続させるべき必要性や合理性に乏しいものと考えられる。

そこで、本部会資料第4の3では、受託者や信託管理人が欠格事由に該当することを実体的な任務終了事由と位置付けることとし、(7)として「公益信託の受託者の欠格事由（第4の1(2)（ア(7)を除く。））に該当するに至ったとき。」を公益信託の受託者の任務終了事由とすることとしている。その他の規律は、信託法第56条第1項と

同様である。

第5 公益信託の信託管理人

4 公益信託の信託管理人の任務終了事由

公益信託の信託管理人の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 信託管理人である個人の死亡
- (2) 信託管理人である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 信託管理人（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 信託管理人である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第14の1の規律による信託管理人の辞任
- (6) 第14の2の規律による信託管理人の解任
- (7) 公益信託の信託管理人の欠格事由(第5の2(2)(ア及びオ(ア)を除く。))に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の信託管理人の任務終了事由には、信託法第128条第1項において準用する第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

本部会資料第5の4は、前記第4の3の補足説明に記載したものと同様の理由により、公益信託の信託管理人の任務終了事由を設けるものである。

第9 公益信託認可の基準

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

- (2) 公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令で定めるものを除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

(補足説明)

公益信託についても、公益法人と同様に収支相償や遊休財産額の保有の制限などの基準を適用することとしているのは、信託財産の運用対象の制限のない新たな公益信託制度の下では、信託財産の運用によって多額の収入が生ずるおそれがあることを踏まえたものである。もっとも、公益信託事務から得られる収入が寄附金や預貯金の利子以外になく、専ら信託財産を取り崩しながら信託事務の処理がされる公益信託においては、これらの基準を及ぼす必要性に乏しい。そこで、部会資料50の第9の4(2)においては、「公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子を除く。）があることが予定されていない公益信託」については、これらの基準を適用しないとの提案をしていた。

これに対し、第54回会議においては、「現行実務上は、信託財産を預貯金への預入の方法により運用している公益信託は少なく、預貯金の利子を収入から除いたとしても、ほぼ全ての公益信託に会計基準が適用されることとなり、規律を設ける趣旨を達成していない。」との指摘があった。

確かに、例えば、国債や合同運用信託などについては、特定公益信託における信託財産の運用として預貯金と共に許容されており（所得税法施行令第217条の2第1項第4号及び所得税法施行規則第40条の10第1項等）、その限りにおいて、これらは預貯金と同視されているともいい得る。また、上記指摘にあるように、多くの公益信託において、預貯金によらず、合同運用信託（元本の補てんの契約をした金銭信託）での運用が行われているという公益信託の実務における社会実態が現に存することを踏まえると、そのような運用による収入、すなわち国債等の利子や合同運用信託の収益の分配などを公益信託事務に係る収入から除くことには一定の合理性があるものと考えられる。

そこで、本部会資料第9の4(2)では、「公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令で定めるものを除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。」との提案をしている。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

1から4まで (略)

- 5 4に違反する名称又は商号の使用によって公益信託事務に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(補足説明)

部会資料50の第10の5では、「4に違反する名称又は商号の使用によって『事業』に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」としていたが、第10の5の規律により保護すべき公益信託の受託者の利益は、「公益信託事務に係る利益」であると考えられることから、本部会資料第10の5では、その旨を明確にする修正をしている。

第11 公益信託の情報公開

2 公益信託の公示

行政庁は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならないものとする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 裁判所が新受託者を選任した旨の届出があったとき。

(8) (略)

(9) 裁判所が新信託管理人を選任した旨の届出があったとき。

(10) 裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命じた旨の届出があったとき。

(11)から(13)まで (略)

(補足説明)

部会資料50の第11の2の提案に対する第54回会議における意見を踏まえ、本部会資料第11の2の(7)、(9)及び(10)について、それぞれ、裁判所が新受託者又は新信託管理人を選任した旨の届出があった場合及び裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずる旨の届出があった場合である旨を明確にする旨の修正をしている。規律の実質について変更はない。

第12 公益信託の監督

5 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

(補足説明)

部会資料50の第12の5では、「裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。」との提案をしていたが、公益信託に関して裁判所が有する権限は、信託法上裁判所が有する権限と同一であるため、その旨をより正確に表すため、「原則として」という文言を削除した。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

3 公益信託の新受託者の選任

(1) (略)

(2) 第4の3に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(3)から(6)まで (略)

(補足説明)

第4の3として、公益信託の受託者の任務終了事由に関する規律を新たに設けたことに伴い、本部会資料第13の3(2)の提案について形式的な修正をしている。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

2 公益信託の信託管理人の解任

(1)から(3) (略)

(4) 委託者が現に存しない場合には，上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注1）。

（注1）公益信託の信託管理人の解任には，信託法第128条第2項において準用する同法第58条第5項及び第6項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（注2）上記(2)の信託管理人の解任の裁判に対しては，委託者，信託管理人又は他の信託管理人に限り，即時抗告をすることができるものとする。

（補足説明）

第54回会議では，部会資料50の第14の2（注）に関連して，公益信託の受託者が信託管理人の解任の裁判に対して即時抗告をすることができるか否かという点に対して，「受託者と信託管理人のガバナンス上の関係を踏まえると，委託者や他の信託管理人の申立てにより信託管理人の解任の裁判がされたときに，受託者に即時抗告権を付与する必要はない。」との意見があった。

本部会資料第14の2(2)及び3(4)では，受託者は，信託管理人の解任の申立権を有し，利害関係人として新信託管理人の選任の申立てをすることが可能であるとの整理をしている。この整理は，信託管理人の解任や新信託管理人の選任の場面は，受託者は信託管理人に監督される立場であるとの本質的な両者の関係を踏まえても，なお，受託者の関与をさせることが相当であると認められる場面であるとの考え方に基づくものである。この整理に基づくと，委託者や他の信託管理人が信託管理人の解任を申し立て，これが認容された場合にまで受託者に即時抗告権を付与することは，受託者と信託管理人の本質的な関係に反しない限度を超えるものであると考えられる。

そこで，本部会資料第14の2（注2）では，信託管理人の解任の裁判に対しては，委託者，信託管理人又は他の信託管理人に限り，即時抗告をすることができるものとするとしている。

3 公益信託の新信託管理人の選任

(1) (略)

(2) 第5の4に掲げる事由により信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により）、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

(3)から(5)まで (略)

(6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律は適用しないものとする（注3）。

(注3) 公益信託の新信託管理人の選任には、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第2項、第3項、第5項及び第7項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(注4) 上記(4)の新信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

前記第14の2の補足説明に記載したものと同様の理由から、本部会資料第14の3（注4）では、信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとするとしている。

また、第5の4として、公益信託の信託管理人の任務終了事由に関する規律を新たに設けたことに伴い、本部会資料第14の3(2)について形式的な修正をしている。

第17 公益信託の清算

1 残余財産の帰属

(1)及び(2) (略)

(3) 上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

(補足説明)

部会資料50の第17の1(3)では、「上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合には、残余財産は、国庫に帰属するものとする。」との提案をしていた。

しかし、残余財産が最終的に残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者に帰属しないという状況は、その者が権利を放棄した場合のみに生じ得るものでなく、例えば、残余財産の帰属すべき者として信託行為に定めた法人が後に解散した場合などにも生じ得る。

そこで、そのような場合や残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合などを含むものとして、信託法第182条第3項の規定を参考として、本部会資料第17の1(3)では、「上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、国庫に帰属するものとする。」との提案をしている。

以上